

高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 公文書管理法の趣旨を踏まえ、本県における公文書の作成から廃棄、また歴史的公文書制度など公文書管理のあり方について検討を行うため、高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 公文書に関し識見を有する者
- (2) 公募に応じた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、年度途中から委嘱する場合はその年度の末日までとする。

(委嘱の解除)

第4条 知事は、委員が次の各号のいずれかに該当するときには、その委嘱を解除することができる。

- (1) 委員から委嘱の解除の意思表示があり、やむを得ないと認められるとき。
- (2) その他委員の委嘱を継続することが出来ないやむを得ない事情があると認められるとき。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、文書情報課長が招集する。

- 2 会議は公開とする。
- 3 文書情報課長は、検討事項に関し専門的な意見を求める必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金の支払い)

第7条 知事は、会議の開催ごとに9,000円の謝金と、県の旅費規定に基づき算出した旅費を支払うものとする。

(信義誠実等の義務)

第8条 委嘱を受けた委員は、誠実に業務を遂行すること。

(守秘義務)

第9条 委員は、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、文書情報課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、文書情報課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。